

議第16号

高山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

高山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高山市消防団員等公務災害補償条例（平成16年高山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(損害補償を受ける権利) 第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利) 第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。